

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項又は第14条の4第1項の産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に対する審査について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条で規定する審査基準を定めることにより、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とします。

2 栃木県産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可

栃木県内において産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬を業として行う場合に必要となる許可です。

宇都宮市を除く栃木県内において積替又は保管を行う場合には、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議手続を終了した後に申請してください。

次の場合には、宇都宮市長の許可が必要となります。

- ・宇都宮市内で積替え保管を行う場合
 - ・栃木県内では、宇都宮市内のみで収集又は運搬を業として行う場合
- 宇都宮市環境部廃棄物政策課（電話：028-632-2928）

また、許可の有効期間は、次のとおりです。

新規許可 5年

更新許可 5年（ただし、優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては規則第10条の12の2）の基準に適合すると認められた者は7年）

変更許可 現在の有効期間まで

3 申請方法等

(1) 提出先

- ① 主たる事務所又は事業場を栃木県内（宇都宮市内を除く）に有する場合又は処理施設（積替保管施設を含む）を栃木県内（宇都宮市内を除く）に有する場合には、所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所
- ② 上記以外の場合には、資源循環推進課

(2) 提出方法

申請書及び添付書類等は、次のいずれかの方法で提出してください。なお、申請書及び添付書類は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。

① 郵送による提出

次の書類等を同封し、(1)の提出先宛て書留又はレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。）により郵送してください。なお、郵送する際に、事前の連絡や予約は不要です。

- イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等でとじた上で送付してください。）
- ロ 申請書の副本（記入した申請書正本の表紙（様式第6号、第10号、第12号又は第16号の（第1面））のコピー）
- ハ 申請手数料分の栃木県収入証紙（申請書の所定欄に貼付してください。消印はしないこと。）
- ニ 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）
- ホ 許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

② 持参による提出

あらかじめ日時を予約の上、次の書類を(1)の提出先宛て持参してください。

- イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等でとじた上で持参してください。）
- ロ 申請書の副本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等でとじた上で持参してください。）
- ハ 申請手数料分の現金（庁舎で証紙を購入できます。）
- ニ 許可証の郵送を希望する場合、許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

(3) 申請を行政書士等に委任する場合には、委任状を提出してください。

(4) 更新許可申請については、許可期限の4ヶ月前から受け付けますので、**6標準処理期間**を考慮して、余裕をもって申請してください。

提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 028-623-3154	宇都宮市 栃木県外

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	根拠規定	提出
申請書 ・産業廃棄物収集運搬業（新規・更新） 様式第6号 ・産業廃棄物収集運搬業（変更） 様式第10号 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規・更新） 様式第12号 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（変更） 様式第16号	規9の2① 規10の9① 規10の12① 規10の22①	◎
（申請者が法人の場合） ① 定款又は寄附行為及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書（旧商業登記簿謄本。以下「商業登記事項証明書」という。）	規9の2②Ⅷ(*1)	◎

<p>② 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の本籍地の記載された住民票抄本（個人番号の記載のないものとする。外国人にあっては国籍等の記載された住民票抄本。以下同じ。）、後見登記等に関する法律第10条に規定する登記事項証明書（以下「成年被後見人等に係る登記事項証明書」という。）（注1）</p> <p>③ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の本籍地の記載された住民票抄本及び成年被後見人等に係る登記事項証明書又は商業登記事項証明書</p> <p>（申請者が個人の場合）</p> <p>① 申請者の本籍地の記載された住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書</p> <p>② 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、法人の商業登記事項証明書、役員の本籍地の記載された住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書）</p> <p>（共通）</p> <p>① 政令で定める使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10）がある場合には、その者の本籍地の記載された住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書</p> <p>② 更新許可申請及び変更許可申請にあっては、申請時点で有効な本県の許可証の写し</p> <p>③ 申請者が申請時点で有効である宇都宮市長の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可を有している場合は、その許可証の写し（宇都宮市内に積替保管施設を有する場合を含む。）</p> <p>（注1）成年被後見人等に係る登記事項証明書の申請先 全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口 ※郵送における申請は、下記のみを取扱いとなります。 東京法務局民事行政部後見登録課（電話03-5213-1360） 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎</p>	<p>規9の2② X II (*1)</p> <p>規9の2② X III (*1)</p> <p>規9の2② IX (*1)</p> <p>規9の2② X I (*1)</p> <p>規9の2② X IV (*1)</p>	<p>◎</p>
<p>様式第6号の2（第1面）</p> <p>1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）</p> <p>2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等</p> <p>※ 様式第6号の2（第1面）に次の書面を添付すること。</p> <p>① 申請者が既に取得している処理業の許可のうち、当該事業計画に関係する許可証（予定収集先及び予定運搬先に必要な許可証）の写し（許可を申請している場合には受付印等によりその事実が確認できる申請書の写し）</p>	<p>規9の2② I (*1)</p>	<p>○</p>

申請様式及び添付書類等	根拠規定	提出
様式第6号の2（第2面） 3. 運搬施設の概要 (1) 運搬車両の一覧 ※トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする。 (2) その他の運搬施設の概要 ※様式第6号の2（第2面）に次の書面を添付すること。	規9の2②Ⅱ(*1) 規9の2②Ⅲ(*1)	◎
① 駐車場の付近の見取図		◎
② 駐車場に係る不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書（旧土地登記簿謄本。以下「不動産登記事項証明書」という。）		●
③ 駐車場の所有権を有せず使用権原のみ有する場合には、②に代えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		
④ 自動車検査証について ・ [電子化された車両] 自動車検査証記録事項の写し ・ [電子化されていない車両] 自動車検査証の写し ⑤ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証等」という。）において、申請者が所有者又は使用者となっていない場合には、④に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		◎
様式第6号の2（第3面） (3) 積替施設又は保管施設の概要 ※積替え又は保管を行う場合に限り添付すること。 ※様式第6号の2（第3面）に次の書面を添付すること。	規9の2①Ⅴ(*1)	◎
① 積替え又は保管の場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに保管量等の計算書	規9の2②Ⅱ(*1) 規9の2②Ⅲ(*1)	●
② 積替施設又は保管施設不動産登記事項証明書		
③ 積替施設又は保管施設の所有権を有せず使用権原のみ有する場合には、②に加えて賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し		
様式第6号の2（第4面） 4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）	規9の2②Ⅰ(*1)	○
様式第6号の2（第5面） 5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）	規9の2②Ⅰ(*1)	○
様式第6号の2（第6面） 運搬車両の写真 ※全車両について、1台毎に作成すること。 ※トラクタ、セミトレーラーはそれぞれ1台とする。	規9の2②Ⅱ(*1)	●
様式第6号の2（第7面） 収納容器等の写真	規9の2②Ⅱ(*1)	○
様式第6号の2（第8面） 事業の開始に要する資金の総額、調達方法	規9の2②Ⅴ(*1)	◎
様式第6号の2（第9面） 資産に関する調書（個人用）	規9の2②Ⅶ(*1)	◎

申請様式及び添付書類等	根拠規定	提出
<p>当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</p> <p>① 次の区分による（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写し（注２） （受講すべき者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [申請者が法人の場合] 当該業務を統括する役員（監査役を除く）又は政令で定める使用人 ・ [申請者が個人の場合] 申請者本人又は政令で定める使用人 <p>② 講習会を修了した者が、政令で定める使用人の場合、当該使用人が申請者の使用人であることを証明するものを添付すること 「７審査にあたっての基準(3)申請者の能力に係る基準」を参照のこと</p> <p>(注２) 講習会受講申込先 （公財）日本産業廃棄物処理振興センター （同センターのホームページからweb申込みしてください。）</p>	<p>法14⑤ I (*2) 法14の4⑤ I (*3) 規9の2② IV (*1)</p>	◎
<p>産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係書類 （栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に該当する資料等） 	<p>規9の2② XV (*1)</p>	△

*1 規則第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項で準用する場合を含む。

*2 法第14条の2第2項で準用する場合を含む。

*3 法第14条の5第2項で準用する場合を含む。

*4 ◎印のものは、添付の省略ができない。

*5 ○印のものは、許可の更新をする場合、その内容に変更のない場合に限り添付を要しない。

*6 ○印のものは、許可の変更をする場合、変更に係る部分について記載すれば足りる。

*7 ●印のものは、許可の更新又は変更をする場合、その内容に変更のない場合に限り添付を要しない。

*8 △印のものは、必要に応じて提出する。

(2) 申請書に添付する各種証明書類（商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、納税証明書、不動産登記事項証明書、銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書）は申請日前3月以内に発行されたものとしてください。

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限ります。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合：住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書、所得税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○共通事項：「様式第6号の2（第6面）運搬車両の写真」、「様式第6号の2（第8面）事業の開始に要する資金の総額、調達方法」、駐車場の不動産登記事項証明書、駐車場に係る賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し、自動車検査証等の写し、自動車の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

変更届と同時に更新又は変更許可申請を行う場合には、申請書に証明書類等を添付すること

で、変更届への添付を省略できます。ただし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限り
ます。

- (4) 自動車検査証等の写しは、申請日時点で有効期間内のものとしてください。

電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）には「有効期間の満了する日」が記載されませんので、電子車検証が発行された車両については、自動車検査証の写しではなく、自動車検査証記録事項の写しを添付してください。（自動車検査証記録事項の写しは、検査時に紙面で発行されたものの写し又は車検証閲覧アプリを使用して印刷したもののいずれかとしてください。）

なお、電子車検証が発行される前の車両については、従来どおり自動車検査証の写しを添付してください。

- (5) 車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

車両については「7 審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6桁）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可取得後の表示予定内容が確認できる書面を併せて添付してください。

なお、産業廃棄物処理基準に基づく社名等の表示の基準は以下のとおりとなっています。

- ・ 車体の両側面に鮮明にかつ見やすいように表示すること
- ・ 「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示については、日本産業規格Z8305に規定する140ポイント以上（約5cm以上）、「氏名又は名称」及び「許可番号」については、同90ポイント以上（約3cm以上）の大きさの文字及び数字で表示すること
- ・ 社名又は名称の表示は、原則として許可証に記載されたものと同じものとする（許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できない略称や屋号単独による表示は認められないこと）

- (6) 規則第9条の2第7項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であつて更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄附行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

- (7) 規則第9条の2第8項の規定により、本県において平成12年10月1日以降に新規又は更新の許可を受けた者が、当該許可に係る変更並びに当該許可以外の新規、更新及び変更の申請をする場合には、本県の許可証の写しを添付することによって、住民票抄本及び株主等に係る商業登記事項証明書に代えることができます。（ただし、成年被後見人等に係る登記事項証明書の省略はできません。）

- (8) 規則第9条の2第6項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合は、事業計画の概要を記載した書類、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類及び定款又は寄附行為の添付を省略することができます。（ただし、審査において必要と認める場合には提出を求めることがありますが、その場合には提出を要します。）

(9) (1)に掲げるもののほか、審査のために必要と認められる書類の追加の提出を求めることがあります。

5 申請手数料

申請手数料は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

(栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）第2条）

区分	新規許可申請	変更許可申請	更新許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円	73,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円	74,000円

※なお、納付された手数料につきましては、原則として還付することはできません。

6 標準処理期間

行政手続法第6条に規定する標準処理期間（申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）は60日間ですが、申請内容に不備があった場合や申請者の状況について特に詳細に審査する必要がある場合には、さらに期間を要することとなります。

7 審査にあたっての基準

(1) 審査全般

- ① 申請の審査は、関係法令の規定及び以下の基準により行います。
- ② 書類審査に加えて、申請者の事業概要や経営状況及び申請者が適正に処理業を営む能力を有しているか等について、対面により実情を聴取するとともに、必要に応じて現地を調査します。
- ③ 特に、申請者が過去に違法行為等により行政処分を受けている場合や改善指導等が累積している場合には、詳細な聴取及び調査を行います。

(2) 事業の用に供する施設の基準 法14⑤I（法14の2②で準用する場合を含む）、規10I 法14の4⑤I（法14の5②で準用する場合を含む）、規10の13I

法第十四条（産業廃棄物処理業）

（略）

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

法第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業）

（略）

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

規則第十条（産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条第五項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪

臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

規則第十条の十三（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条の四第五項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令に定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 廃油（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七において同じ。）、廃酸（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ(2)において同じ。）又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ(2)において同じ。）の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ハ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ニ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。
- ホ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

（略）

① 事務所

電話による連絡が可能であること

② 駐車場等

- イ 運搬車両、運搬容器等を駐車、保管するのに十分な敷地を有すること
- ロ 場内が清潔に保たれ、廃棄物等が散乱又は野積みされていないこと
- ハ 申請者が所有権又は継続的な使用権原を有することについて、不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写しにより確認できること
- ニ 積替え又は保管を行う場合には、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議を終了していること

③ 運搬施設（運搬車両、運搬容器、その他）

- イ 取り扱う産業廃棄物の種類に応じた運搬施設であること
 - ・ 飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないこと（汚泥等流出のおそれのある産業廃棄物を荷台に直接積載して運搬する場合は、流失防止措置（パッキン処理等）が確認できる写真を添付すること）
 - ・ 燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉍さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんについては運搬車両のみで飛散、流出、悪臭への対応ができない場合には、適正な運搬容器を用いること。なお、特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリの場合には、その性状に応じ、運搬容器に腐食防止のための措置等が講じられていること
 - ・ 感染性産業廃棄物を運搬する場合には、自動車検査証等の「車体の形状」欄に冷蔵冷凍車の記載がある車両を使用すること。冷蔵冷凍車の記載がない場合には、当該車両が「密閉された荷箱を備え運搬の間、荷箱内の温度を概ね 20℃未満に保つことが可能」であるものとし、それを証明するために次の書類を添付すること。
 - 「荷箱の内側が確認できる写真」
 - 「カタログ又は自動車メーカーの証明書（市販車両の場合）」
 - 「荷箱の構造、材質が分かる図面及び整備業者の証明書（市販車両でない場合）」

- ロ 産業廃棄物処理基準を満たす運搬施設であること
 - ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示が確認できること
 - ・申請者の氏名又は名称及び許可番号（下6桁）の表示が確認できること
- ハ 運搬車両は、道路運送車両法第58条による検査を受け、自動車検査証の交付を受けていること
- ニ 運搬車両は、申請者が継続的な使用権原を有することについて、自動車検査証等の写し、賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写しにより確認できること
 - ・自動車検査証等の使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が申請者となっていること
 - ・自動車検査証等の使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が申請者となっていない場合は、継続的（半年以上とする）な使用権原を有すること
- ホ 栃木県の許可において、他の処理業者が使用する運搬車両でないこと

(3) 申請者の能力に係る基準 法14⑤I（法14の2②で準用する場合を含む）、規10II
法14の4⑤I（法14の5②で準用する場合を含む）、規10の13II

<p>法第十四条（産業廃棄物処理業） （略）</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（略）</p> <p>法第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業） （略）</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>（略）</p> <p>規則第十条（産業廃棄物収集運搬業の許可の基準） 法第十四条第五項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>二 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>規則第十条の十三（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準） 法第十四条の四第五項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>二 申請者の能力に係る基準</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>ロ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>

- ① 的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 - イ 申請者（法人の場合は当該業務を統括する役員（監査役を除く）又は政令で定める使用人、個人の場合は申請者本人又は政令で定める使用人）が、次の区分により（公財）日本産業廃

棄物処理振興センターの行う講習会を修了していること。

なお、修了証の有効期間は、新規講習会：5年間、更新講習会：2年間とし、申請日時点で有効なものを添付すること

申請内容 講習内容	産業廃棄物収集運搬業申請			特別管理産業廃棄物収集運搬業申請		
	新規	更新	変更許可	新規	更新	変更許可
産廃収運新規	○	○	(*3)	×	×	×
特管収運新規	○	○	(*3)	○	○	(*3)
産廃・特管収運更新	○(*1)	○	(*3)	○(*2)	○	(*3)

(*1)・・・他県において既に産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合又は本県において特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。

(*2)・・・他県において既に特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。

(*3)・・・直前の許可申請（新規・更新）の際に添付した修了証の写しを添付すること。

ロ 既に処理業の許可を有する場合であって、改善指導、改善命令等を受けている場合には、それらが確実に履行されていること

ハ 過去に違法行為等によって停止処分等を受けている場合にあっては、その後の業務運営が適正に行われていると認められること

② 継続して行うに足る経理的基礎を有すること

イ 債務超過でないこと及び当期純利益がマイナスでないこと。

・直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合、次の書類の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

(イ) 中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士（行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者（修了証の有効期間内のものに限る。）で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。）が作成した診断書類及び当該診断書類に基づく改善策（概ね次の内容を含むものとする。）

a 会社概要

b 直近3年分の財務諸表に基づく財務診断

c 債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析並びに当該原因分析に基づく改善策及びその実現可能性

d 今後5年間の収支計画の分析（債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及び原因分析に基づく改善策を内容に含むこと）

e 作成した者の資格を証明する書類の添付

(ロ) 今後5年間の収支計画を記載した書類

・直前の事業年度が債務超過となっている場合又は直前の事業年度の当期純利益若しくは直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「今後5年間の収支計画」の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

ロ 法人税（申請者が個人の場合は所得税）の滞納がないこと

ハ 事業資金を確実に調達できる見込みがあること

(4) 欠格要件

法14⑤Ⅱ（法14の2②で準用する場合を含む）

法14の4⑤Ⅱ（法14の5②で準用する場合を含む）

法第十四条（産業廃棄物処理業）

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

法第十四条の四(特別管理産業廃棄物処理業)

(略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(略)

二 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(略)

- ① いわゆる欠格要件については各種証明書類及び関係機関への照会等により審査するものとし、該当することが認められた場合には許可しないものとする。
- ② 法第14条第5項第2号ロからへまでに該当する事由(同号ハ、ニ及びホに該当する事由にあつては、同号ロに係るものに限る。)の有無については、法第23条の3第1項の規定に基づき、栃木県警察本部長の意見を聴くものとする。
- ③ 法違反による刑事罰、取消処分等によって欠格要件に該当するに至った法人又は法人関係者が、法の適用を潜脱する目的で別法人を利用して申請したものと認められるような場合には許可しないものとする。

8 PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可に関する審査

PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請に当たって提出する書類及びその審査については、前項の7までに定めるところによるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	根拠規定
申請書(通常の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書と同じ) ・特別管理産業廃棄物収集運搬業(新規・更新) 様式第12号 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業(変更) 様式第16号	規10の12① 規10の22①
PCB別紙1 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	規10の12③IV (規10の13Ⅱロ(1)(3))
PCB別紙2 連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する書類 ・随時必要な連絡が取れる連絡設備等の概要を記載した書類 ・事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類 ・緊急時、事故時等での関係者への連絡体制図	規10の12③Ⅱ 規10の12③Ⅲ 規10の12③IV (規10の13Ⅱロ(4))
PCB別紙3 収集運搬車両の種類毎に「PCB」の文字が表示された写真	規10の12③IV (規10の13Ⅱロ(2))
PCB別紙4 運搬容器に「PCB」の文字及びPCB廃棄物の種類を表示した写真 (運搬容器の種類毎の構造図)	規10の12③IV (規10の13Ⅱロ(2)) 令6の5①Iイ (規10の12③I)
PCB別紙5 安全管理の体制を記載した組織図	規10の13Ⅱイ

(1) 法令等

① 運搬先施設の概要等

申請の理由が、PCB廃棄物処理施設への運搬のためではない場合（保管者が設置する複数の保管場所間での移動の依頼を受けたため等）には、運搬先となる施設（保管場所）についての具体的な説明（車両の進入に関する可否、荷卸作業場所としての安全性等）を様式第6号の2（第4面）「4. 収集運搬業務の具体的な計画」に記載すること

なお、運搬先となるPCB廃棄物処理施設が、保管者の設置する自社処理施設の場合には、当該施設の設置許可証を添付すること

また、PCB廃棄物処理施設に運搬する場合、保管場所間を移動する場合を問わず、様式第6号の2（第4面）には搬出場所及び運搬先の場所が詳細に分かる地図（市販の住宅地図）を添付すること

法第十四条の四（特別管理産業廃棄物処理業）

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2から4 （略）

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

規則第十条の十二（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 （略）

3 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、第一項の申請書には、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 運搬容器の構造図
- 二 随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）の概要を記載した書類
- 三 事故時における当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具（以下「応急措置設備等」という。）の概要を記載した書類
- 四 その業務に直接従事する者が次条第二号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類

規則第十条の十三（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

法第十四条の四第五項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ、ロ及びハ （略）

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

ホ及びヘ （略）

二 申請者の能力に係る基準

イ （略）

- ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。
- (1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項
 - (2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
 - (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
 - (4) 緊急時における連絡の方法
- ハ (略)

(2) 知識及び技能を有することに関する基準（PCB別紙1関係）

PCB廃棄物の性状、PCBが使用された機器の特性、関係法令その他の取り扱う際に注意すべき事項の記載が確認できるものであること

※具体的には「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部決定）2. 4「携行書類」及び同5. 2「緊急時対応マニュアル」を添付すること

(3) 連絡設備、連絡体制及び応急措置設備に関する基準（PCB別紙2関係）

①から③に掲げる書類の内容によるものとする。

① 随時必要な連絡が取れる連絡設備等の概要を記載した書類

収集又は運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするための機器（電話、無線機、GPS等）が事務所、運搬車両等に設置されている状況について確認できること

② 事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類

保護衣、吸収材等のPCB廃棄物の流出等を防止する際に用いる器具、消火器等を備え付けていることその他、当該応急措置設備等の内容、使用方法及び作業手順が確認できること

③ 緊急時・事故時等での関係者への連絡体制図

収集運搬中の事故等緊急時における関係者への連絡体制が確認できること

(4) 収集運搬車両に関する基準（PCB別紙3関係）

収集運搬車両には、相対する2カ所以上の側面に明瞭に視認できるよう、「PCB」の表示を、高さ120mm以上×幅300mm以上で10mmの黒枠の中に、大きさ65mm以上の黒文字で表示してあることが確認できること

※コンテナがある場合には、上記内容と同じ表示が確認できること

※車両及びコンテナへの表示は、脱着式のもの（マグネット等）で可であること

(5) 運搬容器の構造等に関する基準（PCB別紙4関係）

① 運搬容器は、次のイからヌに掲げるもののいずれかであること

- イ 小型容器（固体用）
- ロ 小型容器（液体用）
- ハ 中型容器（固体用）
- ニ 中型容器（液体用）
- ホ 大型金属容器
- ヘ 漏れ防止型金属容器
- ト 漏れ防止型金属トレイ
- チ 機械により荷役する構造を有する容器
- リ チに掲げる容器以外の容器
- ヌ 移動タンク貯蔵所

- ② 運搬容器は、次のイからハに掲げる構造を有していること
- イ 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること
 - ロ 収納しやすいこと
 - ハ 損傷しにくいこと
- ③ 運搬容器には、容易に視認でき、外気に暴露されてもその効果が減じず、容器表面の色と対照的であり、かつ、他の表示に阻害されていない「PCB」の表示に加え、「廃PCB等」*¹、「PCB汚染物」*²、「PCB処理物」*³又は「微量PCB」のPCB廃棄物の種類に係る表示が次の容器の区分に応じて施されていることが確認できること

運搬容器の種類	表示方法等
中型容器	相対する2カ所以上に表示
大型金属容器	運搬車両と同じ方法で表示
上記以外の運搬容器	1カ所以上に表示

- ※運搬容器への表示については、大型金属容器を含め脱着式のものとは不可であること
- ※PCB含有率が1%を超える場合には、労働安全衛生法の定めるところにより、その見やすい箇所に名称及び取扱い上の注意事項を表示していること
- ※消防法の危険物に該当するPCB廃棄物を指定数量又は市町村が条例により定める数量以上収集運搬する場合には、消防法の定めるところにより、必要な表示をしていること
- ※小型容器、中型容器及び大型金属容器については、国連勧告に基づく所要の検査に合格したものであることを示すUNマーク（刻印）*⁴が表示されていること

(6) 安全管理の体制に関する基準（PCB別紙5関係）

安全管理責任者*⁵及び運行管理責任者*⁶が組織上、適正にPCB廃棄物の収集運搬を指揮監督できる立場にいたることが確認できるものであること（安全管理責任者及び運行管理責任者それぞれの氏名を組織上明示すること）

<注>用語

- *1 廃PCB及びPCBを含む油をいう（廃棄物処理法施行令第2条の4第5号イ）
- *2 PCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう（廃棄物処理法施行令第2条の4第5号ロ）
- *3 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令（廃棄物処理法施行規則第1条の2第4項）で定める基準に適合しないものに限る）をいう（廃棄物処理法施行令第2条の4第5号ハ）
- *4 国連勧告の要件に適合していることを示す表示で、UN形象、容器記号、容器等級、水圧試験圧力、容器製造年、国名、容器製造者名などと共に容器に表示される。
- *5 収集・運搬中及び積替え・保管施設内におけるPCB廃棄物の適切な取扱い、作業従事者の安全衛生及び運搬容器、運搬車、荷役設備、施設等の安全管理を徹底するために置く最高責任者をいう。
- *6 安全管理責任者の下で、運搬容器や運搬車の運用・運行管理、積み込み・積下しの立会い等を行う責任者をいう。

附則

この基準は、平成15年1月1日以降に受理した申請について適用する。

附則（平成15年12月1日改正）

改正後の基準は、平成15年12月1日から適用するものとする。

附則（平成17年1月20日改正）

改正後の基準は、平成17年1月20日から適用するものとする。

附則（平成 17 年 4 月 1 日改正）

改正後の基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用するものとする。

ただし、平成 17 年 6 月 30 日までの間に受理した申請については、改正前の基準を適用できるものとする。

附則（平成 18 年 4 月 1 日改正）

改正後の基準は、平成 18 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 18 年 7 月 1 日改正）

改正後の基準は、平成 18 年 7 月 1 日から適用するものとする。

ただし、平成 18 年 9 月 30 日までの間に受理した申請については、改正前の基準を適用できるものとする。

附則（平成 19 年 3 月 30 日改正）

改正後の基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 20 年 2 月 4 日改正）

改正後の基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 20 年 4 月 1 日改正）

改正後の基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 21 年 3 月 23 日改正）

改正後の基準は、平成 21 年 3 月 23 日から適用するものとする。

附則（平成 21 年 12 月 24 日改正）

改正後の基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 23 年 3 月 30 日改正）

改正後の基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 23 年 9 月 30 日改正）

改正後の基準は、平成 23 年 10 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 24 年 3 月 30 日改正）

改正後の基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 24 年 6 月 29 日改正）

1 改正後の基準は、平成 24 年 7 月 9 日から適用するものとする。

2 平成 24 年 7 月 9 日前に発行された外国人登録原票記載事項証明書は、平成 24 年 10 月 9 日までの間、改正後の基準に規定する国籍等の記載された住民票抄本とみなす。

附則（平成 26 年 3 月 20 日改正）

1 改正後の基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものとする。

ただし、提出先の所管区域の規定は、平成 26 年 4 月 5 日から適用するものとする。

2 平成 26 年 6 月 30 日までの間に受理した申請については、改正前の基準を適用できるものとする。

附則（平成 29 年 3 月 29 日改正）

改正後の基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 29 年 9 月 29 日改正）

改正後の基準は、平成 29 年 10 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 30 年 11 月 8 日改正）

改正後の基準は、平成 31 年 1 月 1 日から適用するものとする。

附則（平成 31 年 2 月 27 日改正）

改正後の基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（令和元年 11 月 29 日改正）

改正後の基準は、令和元年 12 月 14 日から適用するものとする。

附則（令和 2 年 3 月 26 日改正）

改正後の基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（令和 2 年 6 月 5 日改正）

改正後の基準は、令和 2 年 6 月 19 日から適用するものとする。

附則（令和 2 年 9 月 16 日改正）

改正後の基準は、令和 2 年 10 月 1 日から適用するものとする。

附則（令和 3 年 2 月 12 日改正）

改正後の基準は、令和 3 年 2 月 12 日から適用するものとする。

附則（令和 3 年 3 月 26 日改正）

改正後の基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附則（令和 3 年 12 月 20 日改正）

改正後の基準は、令和 3 年 12 月 24 日から適用するものとする。

附則（令和 5 年 1 月 4 日改正）

改正後の基準は、令和 5 年 1 月 4 日から適用するものとする。

附則（令和 5 年 3 月 8 日改正）

改正後の基準は、令和 5 年 3 月 13 日から適用するものとする。